

次の業務について、企画提案に係る手続開始にあたり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和3年7月20日

静岡県知事 川勝平太

1 業務概要

(1) 業務名

令和3年度通信プラットフォーム開発業務

(2) 業務内容等

静岡県IoT推進ラボにおいて、見学者がどの拠点の展示物も閲覧することができる、クラウドサービスを基盤としたアプリケーションを開発する。

(3) 契約価格の限度額

8,800千円（税込み）

2 契約期間

契約日から令和4年1月11日（火）まで

3 参加資格

次の(1)から(6)の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 企画提案書提出時点までに、静岡県が発注する情報システム開発等の業務の委託に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（平成11年静岡県告示第644号）の第1に定める競争入札に参加できる者であって、「情報システム開発等の業務競争入札参加資格者名簿」の「システム開発」又は「システム運用・管理」の認定がされている者であること。
- (3) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てがなされている者（更正手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 次のアからキのいずれかにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下イにおいて「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。ウ及びオからキまでにおいて同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

(6) 静岡県内に本社又は営業所等の拠点を有する者であること。

4 選定方法

提出された書類に基づき、企画提案者がプレゼンテーションを行い、審査要領に基づき審査して決定する。企画提案者が6者以上の場合、提出された企画提案書に基づく事前審査により、プレゼンテーションに参加する者を5者以内に選定し、結果を通知する。

5 手続等

(1) 担当部局

〒421-1298 静岡県静岡市葵区牧ヶ谷2078番地

静岡県工業技術研究所 総務課

電話:054-278-3023 FAX:054-278-3066 E-mail:sk-soumu@pref.shizuoka.lg.jp

(2) 企画提案募集要領の配布

ア 配布期間

公告の日から令和3年8月5日(木)までの日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

イ 配布場所

上記(1)に同じ

(3) 提出書類等

ア 提出書類 企画提案書8部、見積書1部、会社概要又はそれに類するもの1部

イ 提出期限 令和3年8月5日(木)午後5時まで 郵送又は持参(必着)

ウ 提出場所 上記(1)に同じ

(4) プレゼンテーション

詳細は企画提案者に別途通知する。

6 その他

(1) 詳細は企画提案募集要領による。

(2) 募集に係る説明会は開催しない。

(3) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 企画提案書の作成、提出やプレゼンテーション等に係る全ての費用は企画提案者の負担とする。

(5) 成果物の知的財産権は静岡県工業技術研究所に帰属するものとする。